

令和8年度

第1回 学校運営協議会

令和 8年 5月15日 (金)

9:50~11:00 (会議室)



浜松市立伊佐見小学校

【次第】 司会（教頭）

- 1 開催要件の確認
- 2 会長挨拶
- 3 校長挨拶
- 4 新規委員任命書交付
- 5 自己紹介
- 6 浜松市学校運営協議会規則確認
- 7 議長選出
- 8 前回会議録の確認
- 9 熟議（議長進行）
 - ・学校運営基本方針・学校いじめ防止基本方針について（校長）
 - ・学校運営協議会の自己目標の決定（教頭）
 - ・夢育やらまいか事業（CS加算分）に対する意見書について（教頭）
- 10 報告
 - ・ボランティアの活動計画について（CS担当：大軒 CSコーディネーター）
- 11 連絡
 - ・次回の会合について【7月14日(火)9：10～10：30】

第1回 学校運営協議会参加者名簿

学校運営協議会委員

会 長	イ ヨ ダ ヒ サ シ 伊代田 尚志	
副 会 長	フルハシ ヒロイチ 古橋 廣一	
委 員	ムラカミ ク ミ コ 村上 久美子 (学校支援コーディネーター兼任)	
委 員	シマノ ナ オ キ 嶋野 直輝 (学校支援コーディネーター兼任)	
委 員	ナカムラ ヨシミチ 中村 勝信	
委 員	オガイ ユ リ 小粥 裕里	
委 員	ヤマモト 山本 あすか	
委員 (新規)	ムラカミ ショウイチ 村上 昇市	
委員 (新規)	カトウ ヨシタカ 加藤 吉隆	
委員 (新規)	トモダ リ エ コ 友田 理恵子	

オブザーバー

伊佐見協働センター

学校

校 長	ツチヤ ケンジ 土屋 憲司
教 頭	ツジムラ フ ミ コ 辻村 文美子
教務主任	ホンガシ リョウスケ 本樫 亮介
CS 担当教諭	オオノキ マ ナ ヨ 大軒 麻奈代
CS ディレクター	マフチ ヒトミ 間渕 仁美

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

改正 令和5年8月31日浜松市教委規則第10号

改正 令和7年3月26日浜松市教委規則第6号

改正 令和8年3月23日浜松市教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(令7教委規則6・一部改正)

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民

等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(令8教委規則1・一部改正)

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員から辞任の申出があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。
- (3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない行為をすること。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年度 第4回 伊佐見小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和8年2月13日（金） 9時50分から11時30分まで
- 2 開催場所 伊佐見小学校 会議室
- 3 出席委員 伊代田 尚志（学校支援コーディネーター兼任）、古橋 廣一、
村上 久美子（学校支援コーディネーター兼任）、嶋野 直輝（学校支援コー
ディネーター兼任）、小粥 裕理、塚本 昌代、古橋 光吉、山本 あすか
- 4 欠席委員 中村 勝信
- 5 オブザーバー 鈴木 浩夫（伊佐見協働センター）
- 6 学 校 高須 祥郎（校長）、辻村 文美子（教頭）、川合 弘志（教務主任）、
澤木 美加（CS担当教諭）、間渕 仁美（CSディレクター）
- 7 傍 聴 者 なし
- 8 会議録作成者 CSディレクター 間渕 仁美
- 9 議長の選出

第3回の協議会で決定した通り、山本あすか委員が議長を務めることを確認した。

10 協議事項

本年度のまとめと来年度に向けて

- （1）令和7年度の学校評価結果について
- （2）令和8年度の伊佐見小学校の学校運営基本方針について
- （3）令和8年度の教育計画について
- （4）令和7年度の学校運営協議会の評価について
- （5）令和8年度の学校運営協議会の取組について

11 会議記録

司会の辻村教頭から、委員総数9人のうち8人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

（1）令和7年度の学校評価結果について

川合教務主任より2学期の学校評価アンケートの結果中で、第3回の協議会で扱わなかった「全体」の項目について説明があり、その中のいじめに関する項目について熟議を行い、委員からは以下の発言があった。

- ・保護者の数字が低いのは、当事者でなければ「分からない」を選ぶからではないか。学校のホームページで「いじめ防止等のための基本方針」を公開しているが見る人は少ないので、ブログにリンクを貼るなどしてみたらどうか。（村上委員）
- ・学校運営協議会の役割は、学校を透明化し、いかにチーム伊佐見にもっていくかだと思う。そのために、例えば地域の人が学校に来るようなイベントや活動を企画すれば、子供や学校に関心を持ってもらえ、学校がより良くなるのでは。（小粥委員）
- ・いじめは本人がそれをいじめと感じるかどうか、という面もあるし、家庭環境なども影響することがある。早期に対応するに越したことはないが、解決は難しい。（塚本委員）
- ・悪い言葉を言うと快樂物質が分泌され、気持ち良くなるといわれているが、それは徐々にエスカレートし、言った本人の脳にもダメージを与えるそう。いじめをすると、そのよう

に自分も傷つくということを、いじめをする前に教えてはどうか。(小粥委員)

- ・保護者の数字は当事者でないと分からないので低い、子供たちは97%が良い評価をしている。あとは残りの2.8%の子たちに声をかけられるように対応してほしい。(嶋野委員)
- ・保護者や地域はいじめの実態が分からない。いじめの件数や、具体的に学校が何をしているのか知りたい。(伊代田委員)
- ・いじめは中学生になるとより深刻化すると思うが、小学校と中学校の連携はとれているのか。中学校から小学校の時の様子について問い合わせはあるのか。(塚本委員)
- ・いじめは様々なトラブルの中のひとつ。学校はよくやってくれていると思うが、隠れたところにも目を向け、難しいとは思いますが100%を目指してほしい。(古橋廣一委員)
- ・学校がいじめと思っても、本人は気にしていないということもある。いじめの問題はいろいろな要因を含んでいる。6年間で何も起きないという方がおかしい。(古橋光吉委員)
- ・子供たちから情報を得ることが大事。された方とした方、双方のケアを。(鈴木オブザーバー)
- ・社会全体が忙しいが、家庭で子供と会話し、理解しあう時間をもっとあれば。また、いじめは社会に出てからも起きる。いじめられた時、いじめてしまった時に支えになるものが必要だと思うが、学校も地域もその環境が整っていると思う。(山本委員)
- ・子供も社会の一部で、学校で次の社会へ向かう準備をしている。度を越さなければ社会訓練ととらえ、神経質にならなくても良いケースもあるのでは。(古橋廣一委員)

(2) 令和8年度の伊佐見小学校の学校運営基本方針について

(3) 令和8年度の教育計画について

高須校長より、令和8年度の学校運営方針、川合教務主任より、令和8年度の教育計画について説明があり、熟議の後、一同これを承認した。委員からは以下の発言があった。

- ・目的、目標、手段がよく整理されたグランドデザインだと思う。(古橋廣一委員)
- ・小学校は中学、高校、大学へと続く基礎だが、その基礎が強化されている。(小粥委員)

(4) 令和7年度の学校運営協議会の評価について

辻村教頭より、令和7年度の学校運営協議会の自己評価の結果と自己評価表についての説明があり、委員からは以下の発言があった。

- ・情報発信については、入学式や参観会で告知してはどうか。来年度のボランティア募集の予定も早く教えてほしい。(小粥委員)

(5) 令和8年度の学校運営協議会の取組について

辻村教頭より、令和8年度の学校運営協議会の取組について説明があり、委員からは以下の発言があった。

- ・具体的な熟議の内容が早い段階で分かった方が協議会の活動がはっきりして良いのではないかと。(古橋廣一委員)

12 報告事項

村上コーディネーターより、学校支援コーディネーターの活動についての報告があった。

令和8年度 浜松市立伊佐見小学校グランドデザイン

はままつ人づくり未来プラン「基本理念；描く夢や未来の実現」

「基本コンセプト；主体性、多様性・包摂性、信頼・協働」

＜目指す子供の姿＞ 自分らしさを大切にすること
他者と協働し、主体的に行動できる子供
自己調整しながら、粘り強く取り組む子供

＜湖東中学校区で目指す子供像＞

意欲をもって学び続ける子

～12か年の学びと育ちをつなげる保幼小中一貫教育の推進～

＜学校教育目標＞

こころざしをもち 高め合う

＜目指す子供像＞

自立心と社会性を備えた「未来の大人」

【ふかめる】

自ら学びを進め、ともに深める子

【みとめあう】

ちがいを認め、生かし合う子

【やりぬく】

しなやかに、力強くやりぬく子

＜目指す学校像＞

安心して 精一杯学び合える 活力ある学校

伊佐見地区のシンボルとして地域を繋ぐ学校

～子供も大人もみんな成長、みんなが幸せに～

ふかめる

- 主体的に学ぶことができる授業
- 他者との関わりを大切に学習
- 笑顔と真顔のある授業
- 地域に学ぶ豊かな体験学習

- ・児童の学習意欲を喚起する魅力ある単元及び授業構想
- ・学びのユニバーサルデザイン化
- ・ICT活用と実体験の往還
(五感に触れる身体性を伴う経験)
- ・読書活動を楽しむ
- ・地域人材、教育資源の活用

みとめあう

- 温かく対等な人間関係づくり
- 自分事として物事を捉え、考える姿勢
- 自己有用感の向上

- ・話し合い活動及びCMの充実
- ・異学年交流の推進
- ・心の日、命の月間の実施
- ・自治的活動である委員会活動の充実
- ・日常的な児童理解の実践
- ・2大行事の充実
- ・挨拶運動の推進

やりぬく

- 「好き」「関心」を大切にし、挑戦する心
- 健康・体力及び安全意識の向上
- 基本的生活習慣への意識

- ・マイタイムの効果的活用
- ・レジリエンス教育の推進
- ・健康な心と体づくり及び食育の推進
- ・自分の命を守る安全教育
(家庭・地域・中学校との連携)
- ・基本的生活習慣の定着

発達支援教育の理念 (多様性・包摂性及び安心感)

キャリア教育の視点

育ちを支え、学びを広げる地域

伊佐見コミュニティ・スクール

人間形成の基礎をつくる家庭

【教育構想における3箇条】

- 1 伊佐見地区のシンボルたる存在として、「地域・保護者とともに伊佐見の子供を育てる」学校づくりを進める。
【みんなで成長、みんなが幸せ】【コミュニティ・スクールの推進】【情報発信】
- 2 発達支援教育の理念を基盤に、一人一人のよさを見付け、自己実現を支援する。【多様性・包摂性、安心感】
- 3 常にキャリア教育の視点を持ち、全教育活動を行う(中心となるのは教科指導及び特別活動)。
【キャリア教育、社会性】【授業構想、学び続ける教職員】

(様式1)

学校番号 (小41)

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立伊佐見小学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

- ・学校運営の基本方針に沿って、子供のことを第一に考えた意見交換を行い、熟議を進めていくとともに、保護者や地域を巻き込んだ教育活動にしていく方法を考えていく。
- ・CSボランティアの活動を「子供たちの成長のために必要な活動」と捉え、引き続き人材確保を進めるとともに、活動内容を広げていく。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

○学校運営の基本方針を理解し、それぞれの立場で意見を出して、多様な視点から学校・保護者・地域ができそうなことについて熟議することができたから。

●今年度の取り組みの課題を議論し、来年度の学校運営の方針（方向性）についての議論にもっと時間を割くことで、熟議により進展が見られ、さらに前進すると考えるから。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

○それぞれの立場や役割を理解し、「子供のために」という共通の思いをもって熟議を進めることができたから。

●学校支援CDのおかげで支援活動に進展が図られているが、支援が地域・保護者の一部のみに限られているので、支援の輪を広げる方法を熟議できるとよかったから。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

●学校HPやさくら連絡網、回覧板でCSだよりを発信しているが、その他の情報発信は少ないから。

●学校支援が増えるよう、情報発信の内容を訴求力があるものに工夫していく必要があると考えるから。

＜評価項目4＞ 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

・児童及び学校における課題をきちんと捉え、どのように教育活動の充実を図るのか具体的に熟議する。

・地域・保護者が積極的に参加したくなる「持続可能な支援活動」の方法を考えていく。

(様式1)

学校番号 (小41)

令和8年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立伊佐見小学校運営協議会長

＜本年度の目標＞ (案)

- ・児童及び学校における課題をきちんと捉え、どのように教育活動の充実を図るのか具体的に熟議する。
- ・地域・保護者が積極的に参加したくなる「持続可能な支援活動」の方法を考えていく。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

＜評価項目4＞ 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

(様式1)

令和 8年 5月15日

浜松市立伊佐見小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 村上 昇市 様

浜松市立伊佐見小学校運営協議会
会長 伊代田 尚志

夢育やらまいか事業に対する意見書(案)

令和8年5月15日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① 伊佐見地区は自然が豊かである。子供たちに地区の自然のよさを、体験を通して感じてほしい。
⇒「伊佐地川を愛する会」の方を講師に招き、3・5年生が伊佐地川について学ぶ活動を行いたい。また、地域で農業を営む方を講師に招き、5年生が実際に米づくりを行いたい。
- ② 子供たちの「心の耕し」のために読書活動の推進をしたい。
⇒読み聞かせに適した本を購入し、読み聞かせボランティアの活動の充実を図りたい。また、教科学習の時間に活用できる本を購入し、主体的に学ぶ気持ちを育てたい。
- ③ 栽培活動を通して、子供たちが収穫の喜びを感じたり、季節の変化を感じたりしてほしい。
⇒2年生が生活科の学習でさつまいもを栽培するので、適切に肥料を使用し、収穫の喜びを味わうことができるようにしたい。また、計画的に花や野菜を栽培し、季節の変化の様子を感じられる環境整備を行っていききたい。

学校支援コーディネーターについて

伊佐見小学校運営協議会

1 学校支援コーディネーター（学校支援CD）の主な役割

- 学校支援ニーズの把握
- 地域の教育資源の情報集約
- 地域の教育資源についての情報提供
- 学校支援活動の広報

2 伊佐見小の体制

学校支援CD：村上久美子さん

嶋野直輝さん

新村育枝さん

伊佐見小コミスク担当教員：大軒麻奈代

3 学校支援CDの主な支援活動

① 教育活動の講師人材を見つけ、手配する。

例 ・昔の生活の話聞く。戦争体験の話聞く。

・伊佐見の自然について専門家に話聞く。

・福祉について専門家に話聞く。

・社会で活躍している方の話聞く。（キャリア教育）

【人材バンク】

・はままつ人づくりネットワークセンター

・伊佐見協働センター

・伊佐地川と浜名湖を愛する会

・図書館ボランティア

② 教育活動のお手伝い（伊佐見小応援隊）

教育活動が安全にスムーズに行われるよう支援いただく。コミスクだよりの中で保護者や地域の方でボランティアを募集する。保護者には、「さくら連絡網」も利用して募集をする。

地域を対象に幅広くボランティアを募集するために、協働センターやかいぐんやさんの店頭チラシを張ってもらう。

学校のニーズに従って学校支援CDがボランティア（応援隊）から人材を確保する。

例 ・校外学習の際に安全確保（ポイントに立つ、同行するなど）

・新体力テスト計測の際のお手伝い

・家庭科のミシン実習や調理実習の支援

★ 令和8年度の学校応援隊スケジュール（予定）★

詳しい日程や内容は、さくら連絡網（保護者）・ちらし（伊佐見協働センター・かいぐんやさんに掲示）でお知らせします。

学年	月	内 容
1年	10・11 1	○【生活科】あさがお抜きとリースの形作り（同日で） ○【生活科】むかしの遊びで一緒に遊ぶ
2年	5 5 10 11	○【生活科】サツマイモ畑整備 ○【生活科】校区探検の安全見守り ○【生活科】町探検の安全見守り ○【生活科】サツマイモ収穫
3年	5 6 9・10 9・10	○【総合的な学習】地域探検（神社、お寺巡り） ○【総合的な学習】伊佐地川学習（川の中に入るのであれば） ○【社会科】農家で働く人・仕事見学 ○【社会科】杏林堂見学の安全見守り
4年	9 11	○【社会科】地域の防災の備えについての講話 ○【社会科】郷土の発展について講話
5年	5 10・11	○【家庭科】手縫いの練習補助 ○【家庭科】ミシン補助
6年	6・11 9・10 9	○【家庭科】調理実習の見守り ○【家庭科】ミシンを使っの制作活動の補助 ○【総合的な学習】職業講座
若草	(4~12)	○リース・コースターづくり
全校	通年 通年 通年 通年 5 10 10	・旗振りボランティア ・旗振りパトロール ★（朝）読み聞かせ ★クラブ活動（年4回） ★運動会 道路、駐輪場整備・片付け ★光のシンフォニー 準備・受付・片付け ★新体カテスト測定

★印は保護者参加

学校応援隊への参加方法

保護者の皆様

さくら連絡網で
募集内容の詳細
をお知らせ



QRコードを
読み取って申し
込み

地域の皆様

伊佐見協働センター、
かいぐんやさんに
ちらしを掲示



ちらしのQRコード
またはお電話・
メールでお申し込み

伊佐見小WEBサイトのコミュニティ・スクールのページ
<https://www.city.hamamatsu-szo.ed.jp/isami-e/create/cs/cs-r7>

伊佐見小学校（担当：大軒・間瀬）
 電話 486-0007
 FAX 486-0160
 メール isami-e@city.hamamatsu-szo.ed.jp

学校運営協議会の会議録も御覧いただけます！

浜松市立伊佐見小学校 学校運営協議会計画

R7				R8			
回	日時	内容	司会・挨拶	日時	内容	司会・挨拶	委員の方々に御参観いただく学校行事など
1	5/14 (水) 9:50～ 11:10	○授業参観 ・任命書交付 ・自己紹介 【熟議】 ・学校運営基本方針について(校長) ・学校いじめ防止基本方針について ・学校運営協議会の自己目標の決定 ・夢育事業に対する意見書について 【報告】 ・ボランティア活動計画について (年間の大まかな計画・1学期の計画)	挨拶： 古橋副会長 議長： 嶋野委員	5/15 (金) 9:50～ 11:00	○授業参観 ・任命書交付 ・自己紹介 【熟議】 ・学校運営基本方針について(校長) ・学校いじめ防止基本方針について ・学校運営協議会の自己目標の決定 ・夢育事業に対する意見書について 【報告】 ・ボランティア活動計画について (年間の大まかな計画・1学期の計画)	挨拶： 議長：	○4/9 入学式 ○5/23 運動会 ○6/18 学校公開日 ※6月 学校評価 アンケート①
2	7/16 (水) 9:50～ 11:10	○授業参観 【熟議】 ・《1学期の様子と2学期に向けて》 学校評価アンケートをもとに 【報告】 ・学校支援活動(ボランティア活動)について	挨拶： 伊代田会長 議長： 山本委員	7/14 (火) 9:10～ 10:30	【熟議】 ・学校評価アンケート①をもとに、現時点における児童及び学校の課題を捉える ・課題から、どのように教育活動の充実を図るか(学校・地域・保護者が取り組んでいくこと)を具体的に考える 【報告】 ・学校支援活動(ボランティア活動)について	挨拶： 議長：	※11月 学校評価 アンケート②
3	12/11 (水) 9:10～ 10:35	【熟議】 ・《2学期の様子と来年度に向けて》 学校評価アンケートをもとに 【報告】 ・学校支援活動(ボランティア活動)について 【連絡】 ・伊佐見小学校学校運営協議会の評価について	挨拶： 古橋副会長 議長： 古橋副会長	12/15 (火) 9:50～ 11:00	○授業参観 【熟議】 ・学校評価アンケート②をもとに、本年度の児童及び学校の課題を捉える ・課題から、次年度の学校運営の方針(方向性)やどのように教育活動の充実を図るかを具体的に考える 【報告】 ・学校支援活動(ボランティア活動)について 【連絡】 ・伊佐見小学校学校運営協議会の自己評価について	挨拶： 議長：	○10/23 光のシンフォニー
4	2/13 (金) 9:50～ 11:30	○授業参観 【熟議】 《本年度のまとめと来年度に向けて》 ・R7 学校評価の結果について ・R8 学校運営基本方針について ・R8 教育計画について ・R7 学校運営協議会の評価について ・R8 学校運営協議会の取組について 【報告】 ・R7 夢育やらまいか事業について ・学校支援活動(ボランティア活動)について 【連絡】 ・R8 学校運営協議会委員について ・6年生を送る会の御参観について ・卒業式・入学式の御参列について	挨拶： 伊代田会長 議長： 山本委員	2/12 (金) 9:50～ 11:30	○授業参観 【熟議】 《本年度のまとめと来年度に向けて》 ・R8 学校評価の結果について ・R9 学校運営基本方針について ・R9 教育計画について ・R8 学校運営協議会の自己評価について ・R9 学校運営協議会の取組について 【報告】 ・R8 夢育やらまいか事業について ・学校支援活動(ボランティア活動)について 【連絡】 ・R9 学校運営協議会委員について ・6年生を送る会の御参観について ・卒業式・入学式の御参列について	挨拶： 議長：	○2/26 6年生を送る会 ○3/19 卒業式